

特記仕様書

- 1 業務件名 荒川緑地除草等業務（2）
- 2 業務場所 荒川緑地（左岸・荒川橋から千秋橋まで）
- 3 業務期間 契約日から令和8年11月30日まで
- 4 業務内容 除草面積 $A = 26,381 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 回}$
低木刈込 $A = 340 \text{ m}^2 \times 1 \text{ 回}$
- 5 業務仕様
 - (1) 下草は、機械刈りとし、刈り込み丈**50mm**以下に保つこと。
低木刈込みは**1m**以下を基本とする。
 - (2) 低木内の繁茂した雑草は、ある程度抜根すること。
なお、低木刈込みは、低木内の除草後に行うこと。
 - (3) 緑地内においては、雑草が繁茂しない状態を保つこと。
なお、除草した草等を河川に流さないこと。
 - (4) 刈取った草は、監督員と搬出処理方法について協議し、関係法令を遵守する中で、その日のうちに処理をすること。
 - (5) 緑地内の清掃には留意して、常に清潔な状態を保持すること。
 - (6) 現場代理人及び主任技術者を配置して、緊急連絡先を発注者に報告すること。
 - (7) 繁茂状態によるが、除草時期は、5月下旬、7月上旬、8月中旬、10月上旬を基本とする。
 - (8) 低木刈込み時期は11月上旬を基本とする。
 - (9) 着手前に業務期間中の作業日程表を監督員に提出するとともに、作業に入る前日までに監督員に連絡をすること。
 - (10) 業務内容における写真（着手前、作業中、完成、処理状況、安全管理等）を回数ごとに作成し、日誌とともに履行報告をすること。
 - (11) 緑地内における園路、看板及びベンチ等の施設に異常があった場合は、監督員に連絡すること。
 - (12) 作業中は、発注者及び受注者名を記載した標示板、バリケード等を設置して、利用者や通行者等の安全を確保すること。
 - (13) 受注者は、当該業務に関する諸法令及び条例等を遵守して、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- 7 支払方法 業務完了後に、一回の支払いとする。
- 8 その他 この特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。